

## 大井鹿島町会会館使用規則

### 1. 名称および所在地

「大井鹿島町会会館」と呼称する。(以下会館と略する。)

所在地 品川区大井6丁目18番40号

### 2. 会館管理委員会の設置

会館の維持管理のため、下記のとおり管理委員を設ける。

- (1)管理委員長 1名(理事会推薦)
- (2)管理委員 若干名(同上)
- (3)会計 2名(同上)
- (4)任期は2年とする。ただし留任は妨げない。

### 3. 使用目的および範囲

- (1)町会運営に関する諸会議、会合および各部会
- (2)町会防火組織、本部、事務所
- (3)会員の文化、親睦の会場
- (4)その他町会役員会又は会館管理委員会が認める行事および会合
- (5)前項初回号の使用に支障のないときは、会員の紹介により会館管理委員会が認める場合、非会員の使用を認めることができる。

### 4. 使用手続

会館の使用希望者は原則として事前に管理委員長に指定の使用届書を提出する。

### 5. 使用上の注意

- (1)使用するときは静かに使用し近隣に迷惑のないよう心掛けること。
- (2)設備、備品等は大切に使用し、使用後は清掃して元の場所に納めること。
- (3)使用后、電気およびガス器具等の点検を行い退館の際に再度確認し、使用終了を管理委員に報告すること。
- (4)火災予防に心掛け、館内は禁煙とし、ごみは持ち帰ることとする。

### 6. 損害の弁償

会館使用者が会館の設備および備品等を損傷したときは損害を弁償すること。但し非会員が損害を与えたときは、その紹介者も連帯責任を負うものとする。

## 7. 使用の中止または変更

下記に掲げる事項に該当するときは、使用の中止または変更をすることができる。

- (1) 建築物に破損の恐れがあるとき。
- (2) 館内において秩序、風紀をみだし他人に迷惑をかける行為。
- (3) 町会の重要事項または緊急に会館使用の必要が生じたとき。
- (4) 非常時発生時点。

## 8. 会館使用料

使用場所	使用時間	会員使用料	非会員使用料
1階	9:00~12:00	1,500円	2,000円
	13:00~17:00	2,000円	
	18:00~21:00	2,000円	
2階	9:00~12:00	800円	
	13:00~17:00	1,000円	
	18:00~21:00	1,000円	